

防衛省訓令第69号

認識票に関する訓令を次のように定める。

令和4年9月27日

防衛大臣 浜田 靖一

認識票に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、認識票の制式等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「認識票」とは、個人の識別及び輸血に必要な情報を記載した携行用の札をいう。

(記載事項)

第3条 認識票には次の各号に掲げる事項をローマ字、数字及び記号をもって刻印するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 認識番号
- (3) 国籍
- (4) 所属する自衛隊

(5) 血液型（ＡＢＯ式及びＲｈ式）

2 血液型の記載は、医学的に合理的な検査の結果に基づくものとし、認識票の交付を受ける者の自己申告に基づき記載してはならない。

（制式及び記載要領）

第4条 認識票は複式とし、その制式及び前条第1項各号に掲げる事項の記載要領は、別紙のとおりとする。

（交付）

第5条 認識票は、自衛官に交付するものとする。ただし、必要に応じて、自衛官以外の者に対して交付することができる。

2 前項ただし書の規定により交付する認識票に記載する事項は、第3条第1項の規定によらないことができる。

（着用）

第6条 自衛官は、次の各号に掲げる場合に認識票を着用しなければならない。

(1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章の

規定に基づき行動する場合

(2) 自衛隊の航空機に搭乗する場合

(3) その他部隊等の長が必要と認める場合

2 認識票は、首にかけて下着の下に着用するものとする。

(委任規定)

第7条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。

附 則

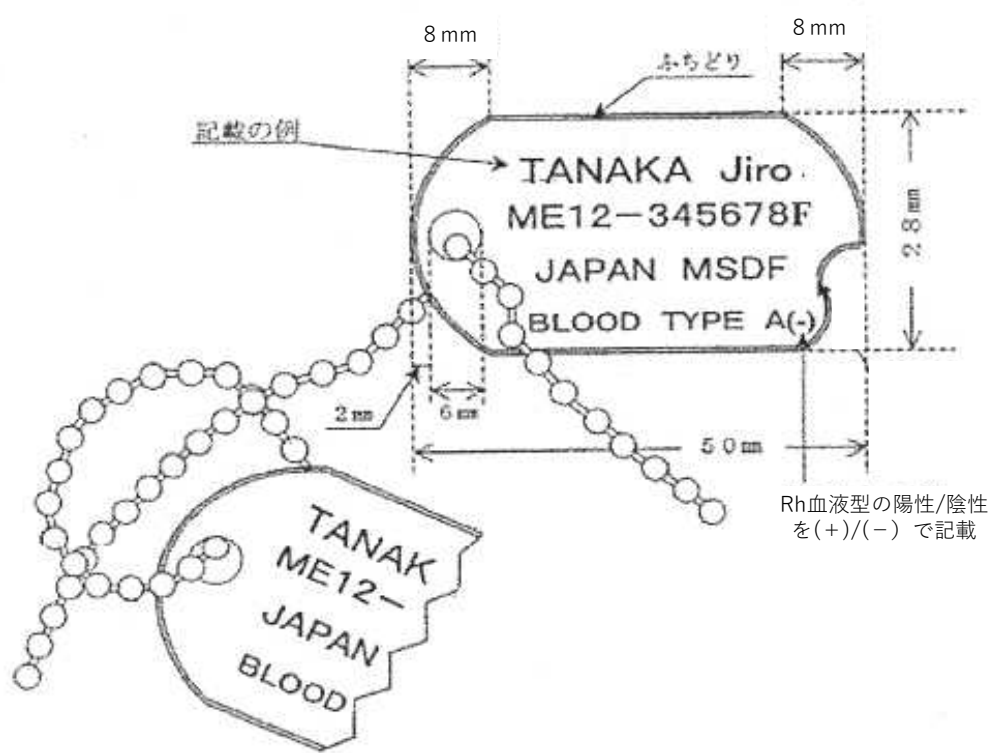
(施行期日)

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に交付された認識票は、令和8年3月31日までは、使用することができる。

制式及び記載要領



- 1 材質 ステンレス・スチール製又は耐熱性かつ耐塩性の不銹鋼
- 2 厚さ 0.5mm
- 3 鎖長 60～65cm及び15～17cm
- 4 第3条第1項第4号に掲げる所属する自衛隊については、陸上自衛官にあってはG S D F、海上自衛官にあってはM S D F、航空自衛官にあってはA S D Fと記載するものとする。